

## 景観資源【文化財等】の取扱い方針（案）について

- ・大田区景観計画に定める景観資源【文化財等】について、景観資源指定の根拠の一つとなっている文化財登録及び登録抹消があった場合の景観資源指定の取扱い方針を定める。  
(大田区景観計画における関連部分：第3章3)景観形成の目標、方針及び基準(2)景観資源周辺における景観形成④文化財等 28～29、92～96 ページ)

### ■ 文化財の登録及び登録抹消に伴う景観資源の指定の取扱い方針（案）

- ・【文化財等】については、国の有形登録文化財を指定していることから、今後の登録や登録抹消等により、新たに景観資源に指定する、もしくは指定解除することが必要である。
- ・取扱い方針（案）について、以下のとおりとする。

区分	景観資源の指定の取扱い方針（案）	備考
登録の場合	「文化財保護法」の登録の告示以降、景観審議会に意見を聴取したうえで、区長が選定する。	
登録抹消の場合	「文化財保護法」の登録抹消の告示後、又は建て替え等により当該建築物なくなった段階で、自動的に景観資源【文化財】の指定を解除する。	大田区景観計画の「軽微な変更」とし、景観審議会に報告する。

### 参考：国・有形登録文化財の概要

項目	内容
登録	所有者の希望により教育委員会を経て、国が登録する
登録の抹消	所有者側から登録の抹消ができる
現状変更	教育委員会を経て国への届出が必要（「許可」が必要になるわけではない）
備考	<p>国の有形登録文化財の指定は建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、原則として建設後 50 年を経過し、かつ、次のいずれかに該当するものとされている。</p> <p>①国土の歴史的景観に寄与しているもの ②造形の規範となっているもの ③再現することが容易でないもの</p>